

[事案 29-173] 年金移行無効請求

・平成 30 年 5 月 21 日 裁定不調

<事案の概要>

担当者から「期日までに年金移行の手続きをしなければ、年金受取の選択肢がなくなる」等の誤った説明をされて年金移行をしたとして、年金移行の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 7 月に契約し、平成 28 年 6 月に保険料の払込みを満了した終身保険について、同年 6 月に年金移行請求し、翌月に保障の全額が 10 年確定年金に年金移行したが、以下の理由により年金移行を無効としてほしい。

- (1) 担当者から「期日までに年金移行の手続きをしなければ、年金受取の選択肢がなくなる」などと誤った説明をされた。
- (2) 年金に移行しなければ、本契約の一生涯の保障は継続することについて説明されなかった。
- (3) 年金移行して受け取る年金総額と解約返戻金を比較すると、8 年目で解約返戻金が大きくなることの説明がされなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、手続きをしなければ年金には移行せず、本契約の保障が継続すること、後日手続きをすれば、途中から年金として受け取ることも可能である旨を説明している。
- (2) 保険料払込満了日の 2 か月前に申立人へ送付した説明文書にも、上記説明が記載されている。
- (3) 年金受取総額と解約返戻金の比較については、担当者から説明しなければならないものではなく、申立人からも質問がなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金移行手続き時の状況を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者に説明義務違反等は認められず、年金移行の無効は認められないが、年金移行に関する保険会社の説明には不十分な点が認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。